倫理規定

医療法人シーエムエス 介護事業部

1. 目的

本規定は、職員一人ひとりが利用者の尊厳と権利を尊重し、安全で質の高い介護サービスを提供するための基本的な行動基準を定めるものです。

2. 基本姿勢

職員は、利用者を一人の人間として尊重し、利用者本位の介護を行います。

3. 利用者の尊厳・自己決定の尊重

- 利用者の人格、価値観、生活習慣を尊重します。
- 利用者本人の意思や希望をできる限り確認し、自己決定を尊重します。
- 年齢、性別、障害、認知症の有無、生活歴等による差別を行いません。

4. 身体拘束・虐待の防止

- 身体的・精神的・性的・経済的虐待を行いません。
- 利用者に対する威圧的な言動、侮辱、無視、不適切な対応を行いません。
- 身体拘束については、必要性を慎重に検討し、適切な手続きと記録に基づいて対応します。
- 虐待や不適切なケアが疑われる場合は、速やかに上司・管理者等へ報告します。

5. プライバシー・個人情報の保護

- 業務上知り得た利用者の個人情報を適切に管理します。
- 利用者の情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 写真、動画、SNS 等への掲載については、施設のルールおよび本人の同意を守ります。

6. 専門職としての責任

- 常に必要な知識・技術の向上に努めます。
- 自分の自立した判断や対応に責任を持ち、不明なことは一人で判断せず上司や有資格者に相談し適切な対応に努めます。
- 事故やヒヤリハットについて、隠さず報告し、再発防止に努めます。

7. 職員間の連携

- 職員同士が互いの人格を尊重し、他業種との協業を行います。
- 利用者に関する必要な情報を適切に共有し、チームで支援します。
- 職員間のハラスメントや差別的な言動を行いません。

8. 利益相反・金品等の授受

- 利用者や家族からの金品・贈答品等について、施設の定めるルールに従います。
- 職員自身の利益を優先してサービス内容を変更するなど、不適切な行為を行いません。

9. 相談・報告

職員は、倫理上の問題や不適切なケアに気付いた場合、速やかに管理者その他施設が定める相談窓口へ報告・相談します。

10. 遵守

すべての職員は、本規定を理解し、日々の業務において実践するよう遵守します。

制定日：令和　8 年　10 月　 1 日
施行日：令和　8 年　10 月　10 日

医療法人シーエムエス
理事長　 杉　 健 三